

消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提。

(経済財政運営と改革の基本方針2015)

消費者一人ひとりの「安全で安心な暮らし」の確保に向けた取組の更なる強化が必要

- 消費者庁発足以降、消費者行政を推進する基本的な枠組みや新たな制度が整備されつつあるところ。
- 第三期「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)の下、今後の5年間は、こうした枠組みや制度の実効性の確保・向上が課題となっており、今後、以下を3本柱として重点的に取り組む。
 1. 消費者問題が多様化・複雑化する中で、地域等における多様な担い手の参画や連携・協働の強化
 2. ルール整備や執行体制の充実による制度の実効性の確保・向上
 3. 生命身体・財産の安全・安心のための情報収集・提供の強化

1. 多様な担い手の参画や連携・協働の強化

- ①高年齢等被害を防止するための体制整備・地方の相談体制の整備
 - どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備・充実
 - 高齢者を見守る地域の連携ネットワークの構築の推進
 - 障がい者や認知症高齢者等の被害の防止と救済
- ②消費者教育の推進等による消費者力の向上
 - 地域社会に根ざした国民的な運動の展開や、多様な担い手との連携・協働
 - 成年年齢の引下げを見据えた若年層への対応
 - 事業者・消費者の行動規範に関する研究
 - 倫理的消費の推進
 - 多様な主体による食品安全の様々なテーマに関するリスクコミュニケーションの推進
- ③事業者連携の推進
 - 消費者と事業者双方に有益な消費者志向経営の推進

2. 制度の実効性の確保・向上

- ①法制度の整備等
 - 特定商取引法の見直し
 - 消費者契約法の見直し
 - 公益通報者保護制度の推進
- ②執行体制の充実
 - 景品表示法の課徴金制度の施行
 - 消費者裁判手続特例法の施行
 - 特定商取引法の執行
 - 食品表示に係る執行

3. 情報収集・提供の強化

- ①情報収集・提供の強化による消費者トラブルの防止・被害救済等の促進
 - 消費者事故等に係る情報収集(消費者の声を含む。)の充実
 - 消費者問題の発生・拡大防止に向けた広報等の強化
 - 物価関連対策(周知啓発活動を含む。)の推進
 - 消費者問題に関する分析・研究の強化
 - 被害額・回復額の収集・分析
- ②情報化・グローバル化への対応
 - インターネット取引等に伴う新たな消費者トラブルの実態把握・リスク分析
 - 増加する訪日・在日外国人や越境取引に対応するための情報提供・相談体制の充実
- ③食品表示の充実による多様な選択機会の確保
 - 消費者が表示を活用する力の育成
 - 新食品表示制度の円滑な施行・定着
 - 残された個別課題等の検討